

難病患者等に対する介護サービス

○ 介護を必要とする難病患者等であって、介護保険サービスや障害福祉サービスの対象とならない者に対しては、市町村が実施主体となり、補助事業によりホームヘルプサービスや短期入所、日常生活用具給付事業等を実施している。

○事業の内容

①難病患者等ホームヘルプサービス事業

- ・入浴、排泄、食事等の介護
- ・調理、洗濯、掃除等の家事

②難病患者等短期入所事業

- ・病院等の医療施設で実施（原則7日以内）

③難病患者等日常生活用具給付事業

（対象品目）車いす、特殊寝台、体位変換器、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、意思伝達装置、移動用リフト など17品目

○対象者

次のすべての要件を満たす者

- ①日常生活を営むのに支障があり、介護等のサービスの提供を必要とする者であること。
- ②難治性疾患克服研究事業の対象疾患（121疾患）及び関節リウマチの患者であること。
- ③在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断されている者であること。
- ④老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法などの施策の対象にならないこと。

○予算額：

平成16年度予算額 約9億円 （補助率 1/2）

介護保険の財政構造

- 介護保険給付の費用は、公費50%、保険料50%で賄われており、保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比（3年間の平均値）で全体としての負担割合が定められている。

（第2期（平成18～20年度）においては、1号18%、2号32%）

- 人口の高齢化は今後も急速に進展。①65歳以上の人口と、②40～64歳の人口の割合は、2015年においては、①44% ②56%、2025年においては、①45% ②55%になると見込まれている。

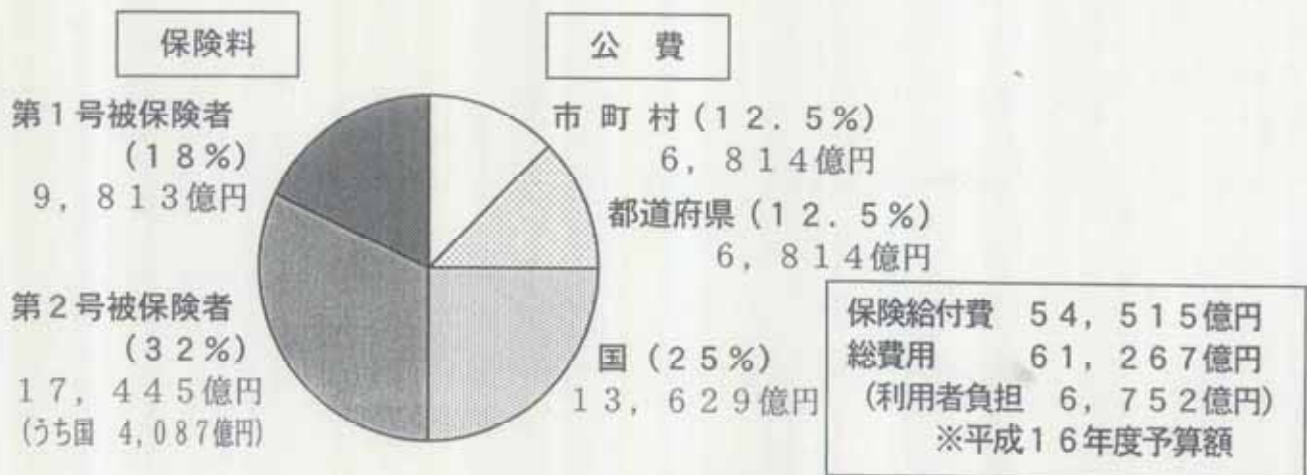
○総人口及び年齢階層別人口の推移

	2000年		2005年		2010年	
総人口	126,926		127,798		127,473	
0～19歳	26,008		24,301		23,133	
20～39歳	35,171		34,689		32,696	
40～65歳	43,707	66%	43,327	63%	42,910	60%
65歳以上	22,041	34%	25,392	37%	28,735	40%

	2015年		2020年		2025年	
総人口	126,266		124,107		121,136	
0～19歳	22,124		20,903		19,502	
20～39歳	29,194		26,851		25,258	
40～65歳	42,176	56%	41,794	55%	41,652	55%
65歳以上	32,772	44%	34,559	45%	34,726	45%

出典：日本の将来推計人口（平成14年1月推計）中位推計
国立社会保障・人口問題研究所（当時）

○介護保険の財政構造（現行制度）



※2号被保険者の保険料には医療保険に係る国費負担分を含む

諸外国における介護保障制度の比較

○ 諸外国における介護保障制度について、公的保障制度が中心のヨーロッパ諸国で比較すると、

①ドイツやオランダのように社会保険方式により介護保障を行っている国と、

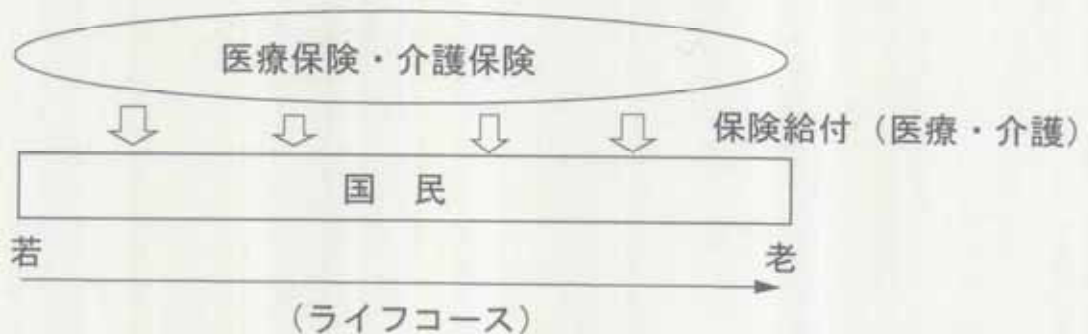
②スウェーデンやイギリスのように、基礎的自治体が全住民を対象として税財源により実施する社会サービスの一環として介護保障を行っている国

があるが、いずれの場合も、制度の対象としては年齢や障害種別による区別はない普遍的な仕組みとなっている。

[ドイツ、オランダ]

○社会保険方式による介護保障

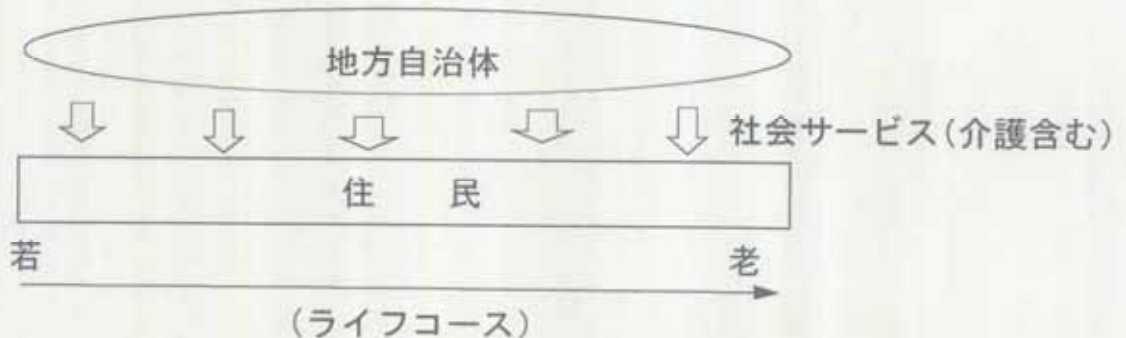
○被保険者の範囲には、年齢や障害種別による区別なし



[スウェーデン、イギリス]

○地方自治体が税財源により社会サービス一環として介護サービス提供

○社会サービス（介護サービス含む）の対象は、年齢や障害種別による区別なし



ドイツの介護保障

[制度の概要]

- 1994年に創設された介護保険法に基づき、社会保険方式により、保険者である介護金庫（医療保険者である疾病金庫が兼ねる）が、被保険者（公的医療保険加入者）に保険給付を行う。

[対象者]

- 介護保険法の被保険者は年齢による区別はなく、公的医療保険に加入している全国民が対象となる。

[給付・サービス]

- 給付を受けるに当たっては、要介護認定（3段階）を受けることが必要。要介護状態の判断基準についても年齢による区別はなく、子供の場合には、同年齢の子供と比較して、より多く介護を要する部分を認定する仕組みとなっている。

	要介護状態の基準	時間
I (中度)	身体・食事・移動の分野で、2つ以上の活動に1日1回介助を必要とし、更に家事に関して週に数回介助を必要とする。	1日平均1.5時間以上
II (重度)	身体・食事・移動の分野で、2つ以上の活動に1日3回の介助を必要とし、更に家事に関して週に数回介助を必要とする。	1日平均3時間以上
III (最重度)	身体・食事・移動の分野で、2つ以上の活動に夜間も含めて24時間介助を必要とし、更に家事に関して週に数回介助を必要とする。	1日平均5時間以上

- 在宅サービスとしては、訪問介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具の貸与・購入などがある。保険給付額は要介護度に応じて設定されており、支給限度額がある。
- 施設サービスについても、保険給付額は要介護度に応じて設定されている。なお、障害者施設については、原則として給付対象外となっており、施設利用料の10%（上限256ユーロ／月）を介護金庫から支払う仕組みとなっている。

[負担・財源]

- 介護保険は全額保険料財源で賄われており、保険料率は現在、1.7%（労使折半）となっている。